

蕪崎市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第4期)

〈平成21、22、23年度分〉

を策定しました

わが国では、世界的に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、本格的な「超高齢社会」の到来が目前となっています。本市では、平成18年3月に、平成26年度における高齢者介護のあるべき姿を設定した「蕪崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)～パートナーシップによるまちづくり～」を策定し、「“要介護の予防”と、“身近な地域での生活重視”“地域の支えあい”による誰もが安心できるまちづくり」という基本理念のもと、“健康”な生活を支えるまちづくり、“生きがい”を持って暮らせるまちづくり、“安心”できる支えあいのまちづくりの3つの基本方針に沿った施策を展開してきました。

今後のさらなる高齢化社会への対策をより一層推進するため、すべての高齢者が地域社会において、すこやかに安心して日常生活を送ることができるまちづくりを目指し、「蕪崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」として改定しましたので、その概要についてお知らせします。

基本理念

誰もが安心して暮らせるまちづくり

～みんなで支えあい健康でいきいきとした暮らしを住みなれた地域で～

本計画は、「蕪崎市第6次長期総合計画」のまちづくりの基本方向の一つである「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

また、健康でいきいきと暮らすためには、いつまでも“夢”と“感動”を持ち続けることが重要となります。こうした気持ちで前向きに生活することは、介護予防にもつながると考えられます。要介護状態など、支援を必要とする高齢者には“安心”を、元気な高齢者には“夢”と“感動”を提供することができるまちを目指し、計画のサブタイトルを次のとおり掲げます。

■サブタイトル

～いつまでも“夢”と“感動”があるまちづくり～

施策の体系

本計画では、基本理念の達成を目指し、3つの基本的な視点のもと、以下の体系に基づき、施策を推進していきます。

誰もが安心して暮らせるまちづくり

—みんなで支えあい健康でいきいきとした暮らしを住みなれた地域で—

基本理念

基本的視点

「安心」して暮らす視点

「生きがい」を持って暮らす視点

「健康」に暮らす視点

施策の方向

1、健康づくり・介護予防の仕組みづくり

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防事業の推進

2、地域における支援の充実

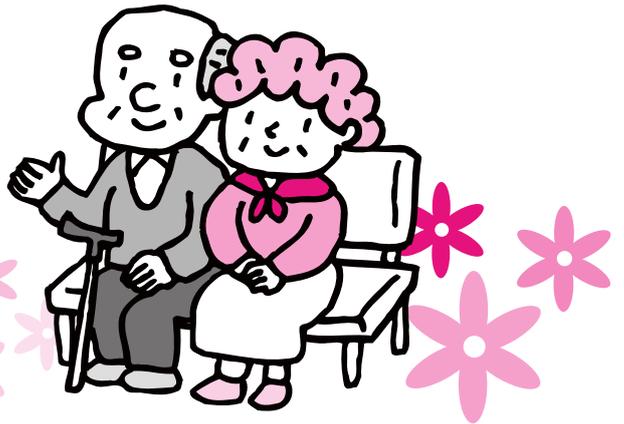
- (1) 地域包括支援センターの機能の充実
- (2) 高齢者福祉施策の充実
- (3) 認知症高齢者支援の充実
- (4) 家族介護者支援の充実
- (5) 高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な環境の確保
- (6) 関係機関との連携及び地域ネットワークの構築

3、高齢期の生きがいがいづくりに

- (1) 高齢者の生きがいづくりの支援
- (2) 地域福祉活動の推進
- (3) 地域参加の取り組みの充実

4、持続可能な介護保険制度の運営

- (1) 介護予防給付の実施
- (2) 介護給付の実施
- (3) 適切な要支援・要介護認定と保険給付
- (4) 低所得者への配慮
- (5) 介護保険制度に関する情報提供の充実



1 健康づくり・介護予防の仕組みづくり

健診を実施するなど、健康管理のための事業を実施します。

② 介護予防一般高齢者施策の実施
介護予防についての知識を普及するための講座や、高齢者の交流の場等を設けるほか、介護予防に関する人材の育成を行います。

③ 生活習慣の改善からの健康づくり・介護予防の推進
生活習慣の改善を促進するための広報を行うほか、食習慣や運動習慣の改善に向けた取り組みを実施します。

④ 地域包括支援センターとの連携
健診等で生活機能の低下が疑われると判断された人には、地域包括支援センターで早期にケアを行うなど、健康増進と介護予防とが連動して実施できるよう連携を図ります。

(2) 介護予防事業の推進

① 介護予防特定高齢者施策の実施
要支援・要介護状態となる可能性が高いと考えられる高齢者(特定高齢者)を把握し、該当した人には介護予防教室への参加の働きかけを行うなど、その後のフォローアップにつなげます。また、中でも閉

① 各種保健事業の推進

特定健診や各種がん健診などの総合

(1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

誰もがいきいきとした高齢期を過ごすことができるよう、「**「葦崎市第5次保健計画(みんなにこころ健康プラン)**」との整合を図りながら、高齢者が健康を維持し、要介護状態にならないよう支援する仕組みづくりを推進します。

じこもりや認知症などのおそれのある人には、訪問指導等を実施します。



2 地域における支援の充実

高齢者が、住みなれた地域でいつまでも自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中心とした高齢者支援の体制づくりを進めます。

また、日常生活における支援、緊急時の支援など、高齢者が安心して暮らすことができるようにするための支援を充実します。

そして、これらの支援体制が円滑に機能するよう、各種関係機関や、地域におけるネットワーク等の連携の強化を図り、地域で支える包括的な支援体制を構築します。

(1) 地域包括支援センターの機能の充実

① 包括的支援事業の実施
要支援の人、要支援・要介護状態になりそうな人に介護予防ケアマネジメントを行います。また、高齢者等の相談を総合的に受け、必要なサービス等の情報提供を行います。関係機関との連携強化を進め、包括的・継続的なケア体制を構築します。

② 適正な職員体制
保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等、必要な人員の配置に努めます。

③ 運営協議会
地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの運営などについて協議します。





(2) 高齢者福祉施策の充実

① 日常生活支援サービス

65歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、日常生活を支援するためのサービスを実施します。

ジメントを行うほか、地域における見守り体制の整備も行います。

更に、県立北病院に新設される認知症疾患医療センターに専門員を配置し、医療機関・地域包括支援センターとの連携を図りながら、新たな認知症対策を行います。

(3) 認知症高齢者支援の充実

① 認知症に対する理解促進

認知症サポーターの養成を図るほか、認知症予防の啓発や認知症予防教室などを実施します。

(4) 家族介護者支援の充実

家庭で認知症高齢者やねたきり高齢者などを介護している家族に対して、身体的・経済的な負担を軽減するための支援を行います。

② 認知症地域支援体制の強化



認知症の人を早期発見するための取り組みを行います。また、認知症の人へ適正なサービスが提供されるよう、ケアマネ

(5) 高齢者の尊厳への配慮 と安全・安心な生活 環境の確保

① 高齢者の権利擁護・虐待防止

虐待の防止や、虐待を受けた高齢者を保護・支援するための体制を整備するほか、成年後見人制度についての広報活動を行います。

② 安全対策の充実

高齢者が安全で安心して暮らせるよう、防災対策・防犯対策を促進します。

③ ユニバーサルデザインの まちづくり

高齢者だけではなく、すべての人が日常生活や社会参加活動を容易に行えるように、道路・公共施設などのバリアフリー化を促進します。

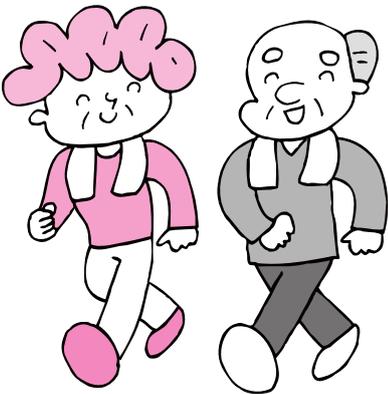
(6) 関係機関との連携及び 地域ネットワークの構築

① 関係機関との連携

保健・医療・介護・福祉の各サービスが適正かつ円滑に提供できるよう、地域包括支援センターが中心となり、各関係機関との連携の強化を図ります。

② 地域ネットワークの構築

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、高齢者の生活を支える地域ネットワークの構築に努めていきます。



3 高齢期の 生きがいづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持つことは、健康状態の維持や介護予防につながります。そのため、関係団体への支援や活動の場の整備、本市が主催する事業等を通じて、生きがいづくりや社会参加のきっかけを提供します。また、団塊の世代が高齢期を迎えることをふまえ、多様な価値観に対応しつつ、高齢者の経験や能力が地域の中で活用され、高齢者自身もいきいきと活動することができるような仕組みづくりを推進します。

(1) 高齢者の 生きがいづくりの支援



① 生きがいづくりの活動支援
老人クラブの活動を支援します。また、サークル活動等の多様な生きがい活動を推進します。

② 就労支援

働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、シルバー人材センターの活動支援を行うほか、就労に関する情報提供を行います。

③ 夢と感動のある社会に向けた施策の展開

高齢者が生きがいをもち、いきいきと暮らし続けることができるよう、コミュニティビジネスの展開や様々なスポーツを通じた生きがいづくりを推進します。また、認知症対策を強化し、認知症にやさしい社会づくりを推進します。



(2) 地域福祉活動の推進

① ボランティア活動への参加促進

市と関係機関が連携し、気軽に活動に

参加できる環境づくりを進めます。

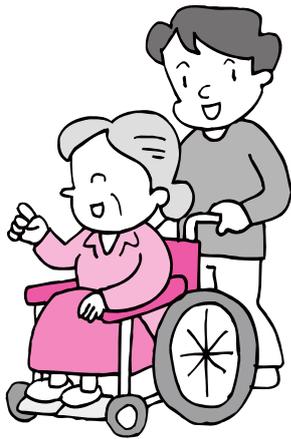
② 地域に密着したボランティアネットワークの構築

地域に密着したボランティアネットワークを構築し、市全体のボランティア活動の活性化を図ります。

(3) 地域参加の取り組みの充実

① 閉じこもりの防止・見守り活動の充実

市役所に心配事相談の窓口を設けるほか、民生委員などが声かけ訪問を行います。



② 外出支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者等がタクシーを利用する際の料金の助成を行います。

4 持続可能な介護
保険制度の運営

介護保険制度の持続可能性を確保し、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス水準の向上や自立支援に向けたサービス提供体制の構築に努めます。また、適正な要支援・要介護認定や保険給付に努め、利用者の状態に応じて自立支援に向けた適切なサービスが提供されるよう事業者の支援や指導を行います。



(1) 介護予防給付の実施

① 介護予防地域密着型サービスの提供

要支援者等が住みなれた地域でサービスを受けられるよう、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等のサービスを提供します。

② 介護予防居宅サービスの提供
介護施設への通所や、専門家が居宅を訪問するなどし、介護予防を目的とした様々なサービスの提供を行います。

③ 重度化予防効果の検証

地域包括支援センター・介護予防サービス事業者・市が連携し、介護予防効果の検証を行うとともに、個々のサービスの評価を実施します。



(2) 介護給付の実施

① 地域密着型サービスの提供

要介護者等が住みなれた地域でサービスを受けられるよう、日常生活の支援や機能訓練等のサービスを提供します。



② 居宅サービスの提供

介護施設への通所や、専門家が居宅を訪問するなどし、日常生活上の支援や介護、療養上の補助や指導を行うなどのサービスを提供します。



③ 施設サービスの基盤確保

施設については、サービスの見込量分は確保されています。療養病床については、国の動向を見据える中で、必要に応じた施設整備を促します。

(3) 適切な要支援・

要介護認定と保険給付

① 公平公正な認定調査の実施

認定調査員に対する研修等を通じて認定調査基準を確認するなど、公平公正な認定調査の実施に努めます。

② 適正な介護認定審査会の運営

要支援・要介護認定の判定を行う介護認定審査会の適正な運営に努めます。

③ 保険給付の適正化

利用者の自立支援に向けた適切な介護サービスが提供されるよう、様々な検証を行います。

④ 介護相談員の派遣

サービスの質的向上と、介護保険制度の円滑な運営を進めることを目的として、介護相談員が介護サービス事業所・施設への訪問を行います。



(4) 低所得者への配慮

① 介護保険料の軽減

介護保険料について、所得段階による負担能力に応じた設定をします。

② 利用料の軽減

利用者が負担する介護サービスの利用料について、市独自の助成制度を引き続き実施するほか、介護保険法上の様々な減額制度により、低所得者に対する負担の軽減を行います。

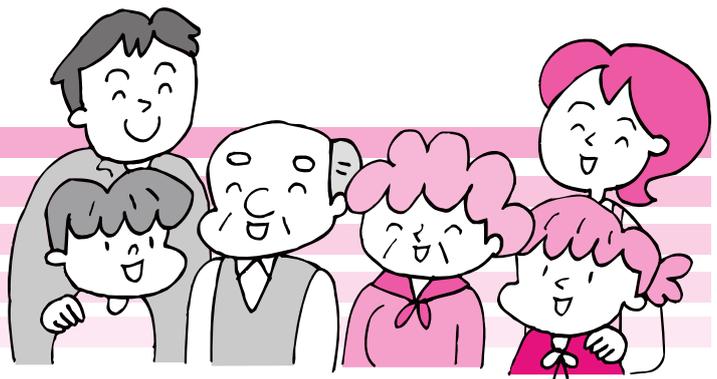
(5) 介護保険制度に関する
情報提供の充実

① 介護保険制度の周知

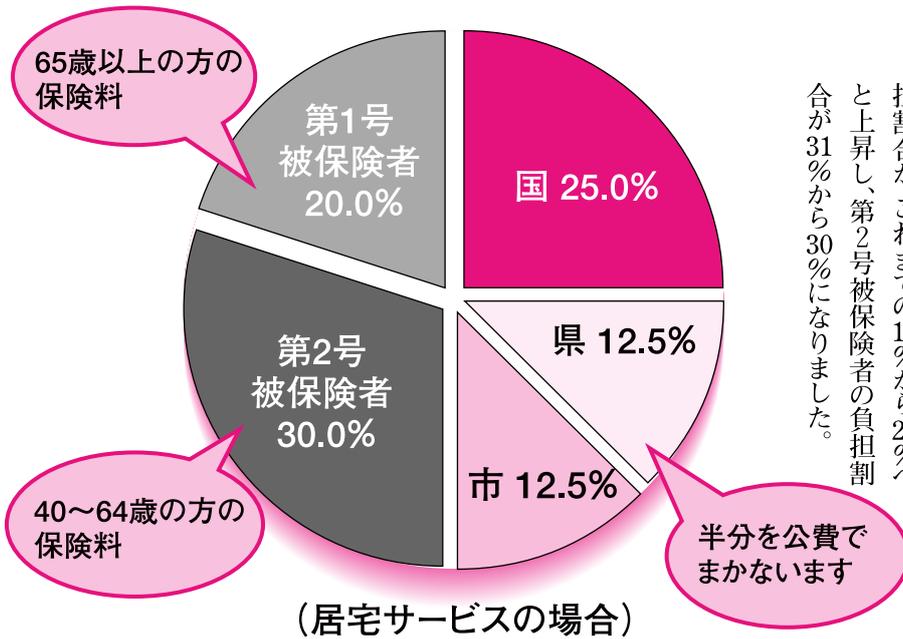
介護保険制度について、パンフレットの作成や広報の活用などにより、市民に向けて情報提供を行います。

② 事業者情報等の提供

介護サービスの利用者には、各サービス事業者に関する情報提供を行います。



第4期介護保険料



1 介護保険の財源

介護保険の財源は、公費(国、県、市の負担)と保険料(第1号被保険者：65歳以上、第2号被保険者：40～64歳)で構成されます。

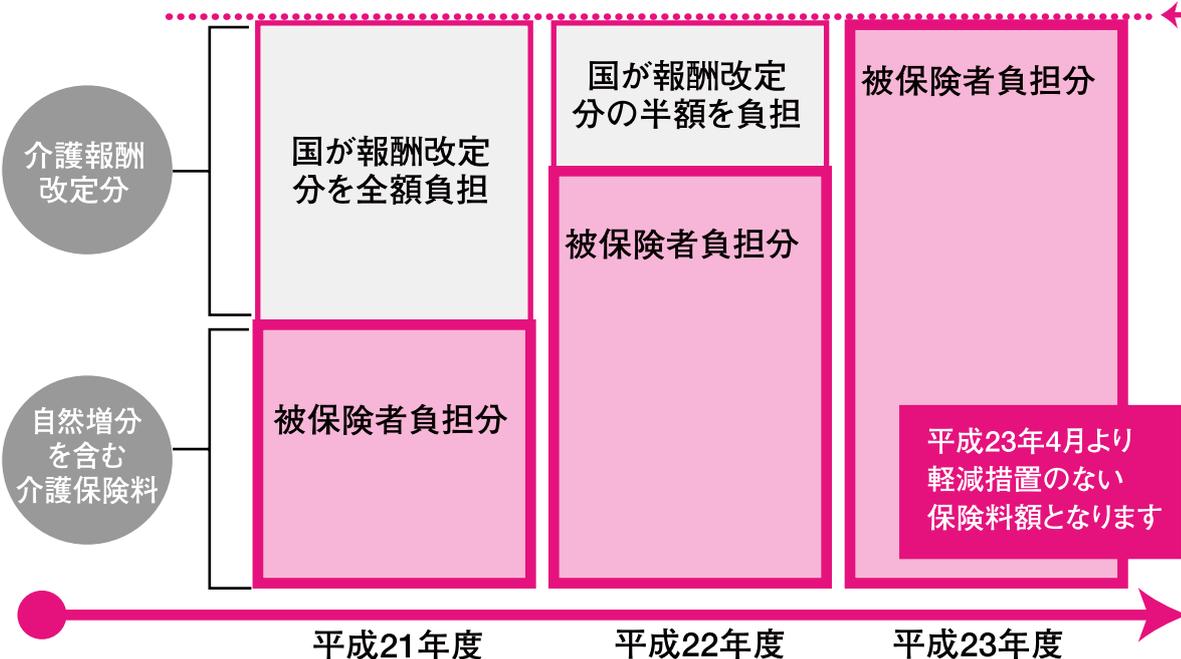
第4期計画期間(平成21年度～23年度)には、第1号被保険者の負担割合が、これまでの19%から20%へと上昇し、第2号被保険者の負担割合が31%から30%になりました。

2 介護報酬の改定

国では、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況を改善するために、介護報酬単価を全体で約3%引き上げる改定をしました。これに伴う介護給付費の増加による保険料の急激な上昇を抑制するための財政措置として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。交付金は、平成21年度には報酬改定分の全額を、平成22年度には報酬改定分の半額が交付されるため、第4期計画期間中(平成21～23年度)においては、毎年保険料額が段階的に上がります。

国による介護保険料の軽減

平成21年度～平成23年度の本来の基準額





3 保険料賦課に係る 所得段階の見直し

これまで世帯の中に住民税が課税になっている人がいる場合は、被保険者本人に所得がなくても、基準額（第4段階）の保険料を負担していました。第4期では、第4段階の人のうち、被保険者本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人について、保険料の軽減措置を行います。

また、被保険者本人の所得が50万円以上ある人について、他の保険者の負担段階や負担のあり方を考慮し、新たに第7段階として設定しました。

保険料の上昇を抑えます

平成21年度から平成23年度までの保険料は、これまでに積み立てられた介護給付費準備基金のうち5千万円を取り崩すことにより、保険料の引き上げが抑えられています。

【所得段階および保険料（年額）】

平成18～20年度 所得段階及び 保険料率	平成21～23年度 所得段階及び 保険料率	対象となる方	平成18～ 20年度 保険料	平成21 年度 保険料	平成22 年度 保険料	平成23 年度 保険料
第1段階 基準額×0.5	第1段階 基準額×0.5	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	19,300円	19,700円	20,000円	20,300円
第2段階 基準額×0.5	第2段階 基準額×0.5	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	19,300円	19,700円	20,000円	20,300円
第3段階 基準額×0.75	第3段階 基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	28,900円	29,600円	30,000円	30,400円
第4段階 基準額×1.00	第4段階 (軽減対象者) 基準額×0.95	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	38,500円	37,500円	38,000円	38,500円
	第4段階 (上記以外) 基準額×1.00	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方		39,400円	39,900円	40,500円
第5段階 基準額×1.25	第5段階 基準額×1.25	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円未満の方	48,100円	49,200円	49,800円	50,600円
第6段階 基準額×1.50	第6段階 基準額×1.50	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	57,700円	59,100円	59,800円	60,700円
	第7段階 基準額×1.75	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が500万円以上の方		68,900円	69,800円	70,800円

※ が平成21～23年度に新設されました

Jリーグディビジョン2

ホームゲーム日程表 (開幕～8月末)

試合日	開始時間	対戦カード
3月22日(日)	14:00	コンサドーレ札幌
4月11日(土)	16:00	ザスパ草津
4月19日(日)	14:00	東京ヴェルディ
4月29日(水祝)	14:00	湘南ベルマーレ
5月17日(日)	14:00	カタレ富山
5月23日(土)	16:00	徳島ヴォルティス
6月3日(水)	19:00	愛媛FC
6月14日(日)	16:00	ロアッソ熊本
6月24日(水)	19:00	アビスパ福岡
7月5日(日)	18:30	栃木SC
7月18日(土)	18:30	セレッソ大阪
7月26日(日)	18:30	ベガルタ仙台
8月2日(日)	18:30	横浜FC
8月9日(日)	18:30	FC岐阜
8月16日(日)	18:30	ファジアーノ岡山
8月29日(土)	18:30	カタレ富山



↑ CHIGAN

今年もヴァンフォーレ甲府を応援しよう！

今年も小瀬に集い、わたしたちに夢と希望を与えてくれたイレブンを激励して、共にJ1復帰を勝ちとりましょう！

韮崎市では、市民一丸となってヴァンフォーレ甲府を応援するため、対「セレッソ大阪」戦において、今年もホームタウンサンクスデーを開催します。

当日は、ヴァンフォーレ甲府のご厚意により、市民のみなさんをスタジアムにご招待します。また、当日のフェアプレイフラッグ・エスコートキッズも募集する予定です。

■ホームタウンサンクスデー日時・場所

7月18日(土) 18時30分キックオフ
小瀬スポーツ公園陸上競技場

※サンクスデーについて詳しくは
広報6月号でお知らせします。

公共水域の水質保全のために 下水道事業にご協力を

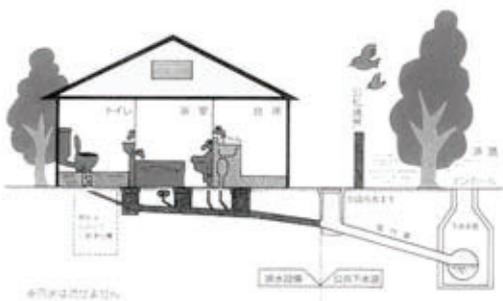


下水道供用開始区域の拡大について

平成20年度に大草・竜岡町で行われた下水道工事は、3月末をもって完了し、供用が開始されました。今回の工事により、4月から新たに300世帯が、下水道を使用することができるようになりました。

下水道工事は公共水域の水質保全を目的に、皆さんの貴重な税金を財源に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいの方は、速やかに下水道の接続をお願いします。
なお接続にあたっては、次の事項にご注意ください。

◇接続は工事指定店に工事を依頼していただき指定店が申請などを代行します。なお、工事費は個人負担となります。
※接続工事費の融資を斡旋する制度があります。



下水道のしくみ

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内	80,000円
処理区域公示から2年以内	50,000円
処理区域公示から3年以内	30,000円

◇この4月より供用開始された地区に下水道が使用できる土地をお持ちの方は、受益者負担金がかかります。
◇平成13年4月以降に合併浄化槽を設置された方が、供用開始後3年以内に下水道に接続した場合、「排水設備設置補助金」の補助対象となります。(次表参照)

合併処理浄化槽

設置促進事業について

この事業は、下水道計画の区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方を対象に工事費の一部を補助するものです。(次表参照)

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

下水道計画区域外の地区はこの補助の対象となりますので、水質保全のために合併処理浄化槽の普及にご協力ください。

今月の納税

税目	納期限
介護保険料 第1期	4月30日 (木)

■お問い合わせ
収納課
(内線165・166)

■お問い合わせ
上下水道課下水道担当
(内線613・614)

「今年度の総合健診」 についてお知らせします

■今年度のポイント

国保特定健診の対象となる方は、従来の総合健診・人間ドックに加え、市内の指定医療機関で個別健診ができるようになりました。総合健診は実施日が固定されていましたが、個別健診はご自分の都合に合わせて受診が可能となります。（ただし、特定健診のみとなります）

■保健指導

特定健診によりメタボリックシンドロームに該当若しくは予備群と判定された方は、改善のための教室に参加していただくこととなります。保健師や管理栄養師と一緒にメタボリックシンドロームを改善させるための運動や栄養に関する講義などを通して勉強し、状態の改善を図る教室です。

■実施時期

7月から10月に実施します。

■手続き

健診の種類により異なりますが、受診する必要のある方には、7月上旬までに質問票等の健診キットを送付いたします。特に、40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者については、特定健診の対象者となりますので、必ず受診をお願いします。

■健診結果

健診結果は、受診から約1ヶ月後に結果報告会を開催し、保健師などがアドバイスをしながらお返しいたします。

※事業主健診を
受診される方へのお願い※

国民健康保険加入者のうち40歳から74歳の方で、職場などで健康診断（事業主健診）が実施される方については、市の総合健診を受診していただく必要はありませんが、検査結果を保健福祉センターまで提出していただくようお願いいたします。

■お問い合わせ

保健課保健指導担当
健康増進担当
(保健福祉センター内)
☎ 23-4310
FAX 23-4316



麻しん・風しん混合（MR） ワクチンの接種のお知らせ

昨年度より麻しん・風しん混合（MR）ワクチンの予防接種を中学1年生相当年齢者と高校3年生相当年齢者に拡大し実施しています。対象者には直接予診票を送付いたしますので、注意事項をよくお読みになり、必ず接種してください。

【対象者】

- 1 第3期（中学校1年生に相当する年齢の者）
平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれの方
- 2 第4期（高等学校3年生に相当する年齢の者）
平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれの方

ポリオ予防接種集団接種を実施

ポリオ予防接種を実施します。まだお済みでないお子は接種するようお願いします。

■対象者 接種日現在で、3ヶ月～7歳半になる児

■実施日 1回目 4月15日（水）
2回目 4月23日（木）

■受付時間 13時30分～14時30分

■会場 韮崎市総合運動場体育館

■持ち物 問診票、母子健康手帳

介護予防の第一歩 生活機能評価（基本チェックリスト）

高齢期の健康づくりには、現在の心身の機能を、維持自立して、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことが大切です。

平成20年度に引き続き、「生活機能評価質問票（基本チェックリスト）」により日々の生活状況から生活機能評価（体や心の働きに加え、日常生活動作や家事や仕事をこなす能力、家庭や地域での役割などを含む、人が生きていくための機能のこと）を市の総合健診と同時に実施します。

平成21年3月31日現在で、65歳以上になる方（要支援・要介護認定者を除く）を対象に、基本チェックリストを送付しました。届いた方は、記入して、同封されている黄色い返信用封筒で返送をお願いします。

生活機能評価は介護予防の第一歩です。今現在の自分の状態をよく知ることができ、そして心身の機能に衰えがないか、要支援・要介護状態になる原因を早期に見つけ、チェックするのが生活機能評価です。この結果に基づき、介護予防が必要な方から、優先的に市が実施する介護予防事業への参加を呼びかけていきます。

■対象 H21年3月31日現在で65歳以上の市民の方（要支援・要介護認定者は除く）

■返送期限 4月17日まで
※同封の黄色い返信用封筒で返送してください。

福祉課からのお知らせ

《注意！》4月利用分からの食費サービスについて

市内の施設のみですが、施設から請求される食費について、すでに100円が差し引かれていますので、4月からは市へ申請する必要はありません。
※市外の施設を利用している方は、これまでと同様、年2回申請が必要となりますので、ご注意ください。

通所施設利用者食費サービス事業の申請を受け付けます

通所施設利用者の食費負担額の助成申請を受け付けます。

■対象者
市内に住所を有する方で、介護施設等の通所サービスを利用している方

■助成金額
通所サービスの食費負担額を支払った場合、一人一日100円を上限に助成します。

■申請の方法
申請書・請求書を窓口まで提出

※食費負担額の入った領収書(平成20年10月～平成21年3月分)・印鑑を必ずご持参ください。

■申請期間
4月1日(水)～30日(木)

■申請先・お問い合わせ
福祉課福祉介護担当
(内線1803182)

障がいのある方へのタクシー利用料金を助成

市では、在宅の重度心身障がい(児)者の皆さんの社会参加の促進と、生活圏の拡大を援助するため、タクシー料金を「利用券」により助成しています。平成21年度の利用券の申請受付を4月1日から開始します。

◇利用券交付対象者
①身体障害者手帳1・2級所持者
②療育手帳A所持者

※ただし、施設入所者や、自動車・軽自動車税の減免を受けている方は除きます。

◇交付枚数
24枚/年間
(36枚/年間 腎臓機能障害1級手帳所持者のみ)

※ただし、年度途中の申請は月割となります。

◇利用券使用方法

一乗車につき利用券を一枚使用(利用券一枚につき630円割引)

タクシー乗車の際は、手帳提示のうえ、使用してください。

※心身障害者タクシー運賃割引(手帳提示時1割引)も併せて使用できます。

◇申請方法

身体障害者手帳・療育手帳、印鑑を持参の上、窓口にて申請書を提出してください。



■お問い合わせ

福祉課社会福祉担当

(内線177178)

父子家庭の皆様へ

市では、平成21年1月から父子家庭等支援助成金制度を開始しました。この制度は、父子家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成を図ることを目的とし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(身体・精神に障害のある児童は20歳未満)を監護・養育している父子家庭の方に助成金を支給する制度です。詳しくは広報にらすき5月号でお知らせします。

■助成対象者

申請前継続して1年以上蕪崎市に住所を有し、平成20年中の所得が227万円以下で、対象児童を監護・養育している父子家庭の父など

■助成金額

原則利用料金の半額(利用料金1時間当たり700円の場合350円を、1時間当たり800円の場合400円を助成など)

■助成開始

4月1日の利用より助成

■申請先・お問い合わせ

福祉課子育て支援担当

(内線173174)

＜<http://www.city.nirasaki.lg.jp/>＞

ファミリー・サポート・センター事業利用助成金制度

現在市で行っているファミリー・サポート・センター事業の利用者の方に助成金が支給されます。

■支給方法

決定後、指

■申請の方法

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、窓口まで提出してください。

※ファミリー・サポート・センター事業では子育てを手助けしてほしい「お願い会員さん」を募集中、詳しくは市HPをご覧ください。

